

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	北茨城市

北茨城市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	北茨城市環境産業部農林水産課
所 在 地	北茨城市磯原町磯原 1 6 3 0 番地
電 話 番 号	0 2 9 3 - 4 3 - 1 1 1 1
F A X 番 号	0 2 9 3 - 4 3 - 1 1 0 8
メールアドレス	nousui@city.kitiabaraki.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、カラス、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、ニホンジカ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	北茨城市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害面積(a)	被害金額(千円)
イノシシ	水稻	8	88
	イモ類	2	80
	野菜	9	717
	飼料作物	8	11
カラス	飼料作物	10	64
ハクビシン	野菜	0	96
タヌキ	果物、野菜	0	0
アライグマ	果物、野菜	0	0
ニホンジカ	—	0	0
合計		37	1,056

(2) 被害の傾向

① イノシシ 市の中山間地域に広く生息しており、水稻では夏から秋にかけて、野菜やイモ類では一年を通して被害が発生し、水田の畦畔や法面等も崩壊の危機にさらされている。また、被害地域は中山間地域から平野部へ拡大しており、捕獲頭数は一時期減少したが再増加し始めている。 ② カラス 市内全域に広く生息しており、秋から冬にかけて飼料作物への被害が多く発生している。 ③ ハクビシン 市内全域に広く生息しており、一年を通して野菜や果物への被害が多く発生している。 ④ タヌキ・アライグマ 市内全域で目撃されており、家庭菜園等にて被害が発生している。 ⑤ ニホンジカ 現時点で被害報告はないが、市内で出没した場合には、農林業への被害が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	鳥獣名	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
被害面積 (a)	イノシシ	27	16
	カラス	10	6
	ハクビシン	0	0
	タヌキ	0	0
	アライグマ	0	0
	ニホンジカ	0	0
	合 計	37	22
被害金額 (千円)	イノシシ	896	538
	カラス	64	38
	ハクビシン	96	58
	タヌキ	0	0
	アライグマ	0	0
	ニホンジカ	0	0
	合 計	1,056	634

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	猟友会北茨城支部や常陸農業協同組合と連携し、北茨城市有害鳥獣捕獲隊を編成。銃・わなによる有害鳥獣捕獲を通年で実施。 個人の有害鳥獣捕獲者は被害を受けた人もしくは依頼された人が特定の地域にて実施。 また、捕獲した個体は解体をし、高北清掃センターにて焼却処分を実施。	イノシシの捕獲頭数増加や、被害地域拡大の状況から、より一層捕獲体制強化に努めていく必要がある。 また、捕獲隊員の高齢化に伴い、隊員が減少しており、新規捕獲者の確保に努めていかなければならない。
防護柵の設置等に関する取組	国の事業を活用しながら、モデル地区に対し、地域ぐるみの大規模な防護柵整備を推進。 県の補助制度を活用し、電気柵の購入補助を実施。	防護柵の設置については、個人単位での実施が多く、整備状況や被害状況にばらつきがある。 また、休耕地の草刈り等による緩衝帯の設置や地域ぐるみによる防護柵設置により、防除対策強化の推進が必要である。
生息環境管理その他の取組	放任果樹の除去を実施。	左記について、地域ぐるみでの対策の浸透に取り組む必要がある。

(5) 今後の取組方針

- ① 鳥獣被害防止対策に向けて、関係機関との連携強化を図る。
- ② 茨城県イノシシ管理計画に基づき、被害防除対策を推進する。
- ③ 北茨城市有害鳥獣捕獲隊による、有害鳥獣捕獲を通年で実施する。
- ④ 被害防除対策に関する、市民への知識の普及や周知指導を行う。
- ⑤ 国補事業を活用して防護柵を整備し、鳥獣被害の軽減を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

銃器・わなを用いた捕獲を実施するため、猟友会北茨城支部や常陸農業協同組合と連携し、猟友会支部会員による北茨城市有害鳥獣捕獲隊を編成。市内全域において通年で有害鳥獣捕獲を実施。また、散弾銃にて対処できない事態に備えるため、1名以上のライフル銃所持者を設ける。

個人にて有害鳥獣の駆除を行っている方との連携を図る。

また、福島第一原発事故の影響によりイノシシを食用に供せない状態が続いていることや、狩猟者の高齢化や担い手の減少も進んでいることから、捕獲数に応じて助成金を交付し、個体数の調整を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ カラス ハクビシン タヌキ アライグマ ニホンジカ	被害報告があった場合に迅速に対応できるよう、関係機関との連携体制を強化。捕獲隊員は定期的に射撃訓練等を行い、技術の維持・向上に努め、市は有害鳥獣捕獲に関する啓発を行う。
令和8年度	イノシシ カラス ハクビシン タヌキ アライグマ ニホンジカ	被害報告があった場合に迅速に対応できるよう、関係機関との連携体制を強化。捕獲隊員は定期的に射撃訓練等を行い、技術の維持・向上に努め、市は有害鳥獣捕獲に関する啓発を行う。
令和9年度	イノシシ カラス ハクビシン タヌキ アライグマ ニホンジカ	被害報告があった場合に迅速に対応できるよう、関係機関との連携体制を強化。捕獲隊員は定期的に射撃訓練等を行い、技術の維持・向上に努め、市は有害鳥獣捕獲に関する啓発を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方				
① 対象鳥獣の捕獲については、耕作放棄地の増加に伴う被害地域の拡大が懸念され、捕獲を強化する必要があることから、過去３ヵ年の捕獲実績及び捕獲推移を参考により多くの捕獲計画数を設定する。 ② イノシシの捕獲頭数は、「茨城県イノシシ管理計画」における個体数管理の捕獲目標に留意する。 ③ ニホンジカの捕獲頭数は、予察捕獲のため１頭とする。				
対象鳥獣	捕獲実績			
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	合計
イノシシ	310	204	277	791
カラス	8	31	13	52
ハクビシン	6	8	10	24
タヌキ	3	0	0	3
アライグマ	0	0	10	10
ニホンジカ	0	0	0	0

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
イノシシ	450	450	450
カラス	50	50	50
ハクビシン	50	50	50
タヌキ	50	50	50
アライグマ	50	50	50
ニホンジカ	1	1	1

捕獲等の取組内容
東日本大震災の影響等による捕獲圧低下に対応するため、集中的かつ効率的な対策を緊急的に実施することを目的とした、北茨城市鳥獣被害防止計画及び北茨城市緊急捕獲等計画に基づき関係機関と連携し、市内全域において北茨城市有害鳥獣捕獲隊による銃器・わなを用いた有害捕獲を通年で実施する。 また、福島第一原発事故の影響によりイノシシを食用に供せない状態が続いており、狩猟者の高齢化や担い手の減少も進んでいることから、捕獲数に応じた助成金を交付し、個体数の調整を図っていく。 なお、実施にあたっては第１３次鳥獣保護管理事業計画及び茨城県イノシシ管理計画との整合性を図るものとする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
散弾銃にて対処できない事態に備えるため、1名以上のライフル銃所持者を設け、市内全域において有害捕獲を通年で実施する。そのため、捕獲隊に対し、射撃訓練の実施を依頼するものとする。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
北茨城市全域	イノシシ、ミヤマガラス、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、ニホンジカ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	電気柵3,000m	電気柵3,000m	電気柵3,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ カラス ハクビシン タヌキ アライグマ ニホンジカ	集落単位での電気柵等の侵入防止柵の設置、管理等について指導を行う。	集落単位での電気柵等の侵入防止柵の設置、管理等について指導を行う。	集落単位での電気柵等の侵入防止柵の設置、管理等について指導を行う。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

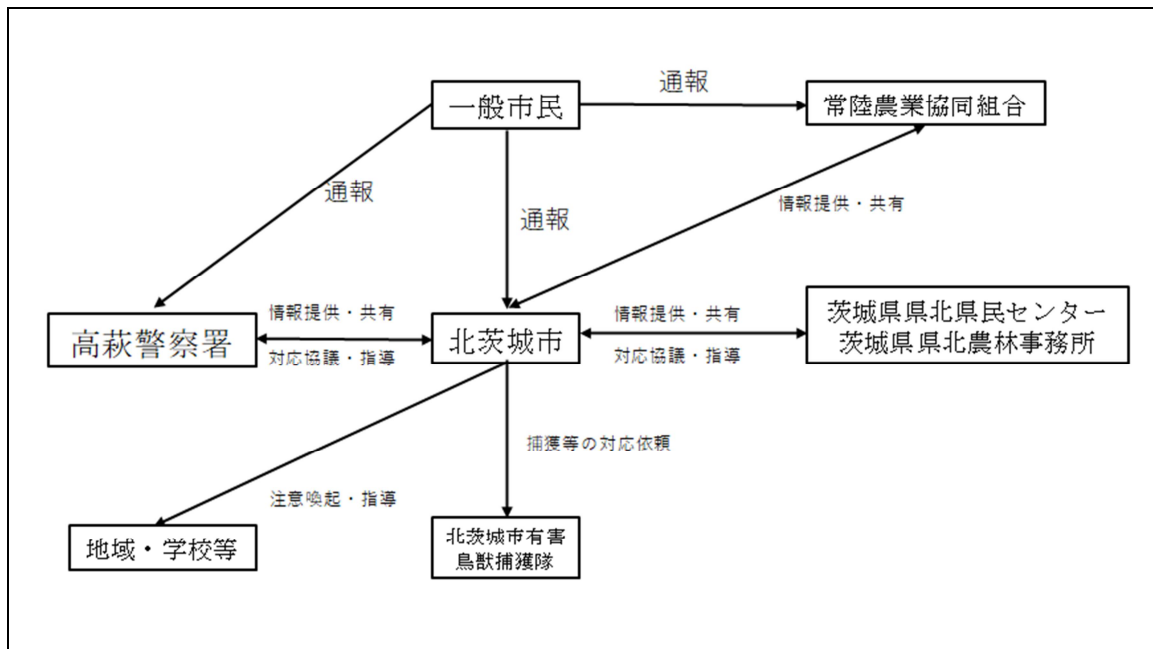
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	イノシシ カラス ハクビシン タヌキ アライグマ ニホンジカ	・広報活動等により、被害防止の啓発及び周知を図る。 ・耕作放棄地の適正な管理を促し、残存野菜・果樹等の除去指導を行う。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	緊急時の役割
北茨城市環境産業部農林水産課	市民対応、関係機関との連絡・調整等
茨城県高萩警察署生活安全課	被害状況の共有、市民の安全確保等
北茨城市有害鳥獣捕獲隊	対象鳥獣の捕獲活動等
茨城県県北農林事務所	被害情報の共有、対策支援等
茨城県県北県民センター	被害状況の共有、対策支援等
常陸農業協同組合	被害状況の把握、共有等

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

有害捕獲にて捕獲されたイノシシは、全頭を高北清掃センターに持ち込み、焼却処分する。また、カラスについては、駆除された個体の回収が可能ならばイノシシと同様に焼却処分をする。回収不可能な場合、現場にて処分を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	利用予定なし
ペットフード	利用予定なし

皮革	利用予定なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	利用予定なし

(2) 処理加工施設の実施体制に関する事項

整備予定なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制に関する事項

取り組み予定なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	北茨城市有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
北茨城市環境産業部農林水産課	事務局担当と協議会に関する連絡調整事務総括
鳥獣保護管理員	有害鳥獣に関する指導・助言
常陸農業協同組合北茨城支店	農作物被害者代表、被害対策の情報提供
ふれあいプラザ五浦支店	農作物被害者代表、被害対策の情報提供
茨城県猟友会北茨城支部	有害鳥獣捕獲実施・情報提供
茨城県県北農林事務所畜産振興課	被害状況及び対策に関する指導・助言
茨城県県北農林事務所経営・普及部門	被害状況及び対策に関する指導・助言
茨城県県北県民センター環境・保安課	野生鳥獣の保護及び管理に関する助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
茨城県農林水産部農地局農村計画課	鳥獣被害対策の助言
茨城県県民生活環境部環境政策課	野生鳥獣の保護管理及び鳥獣保護管理法に関する助言
高萩市農林課	有害鳥獣の情報交換及び連携
茨城県イノシシ等被害防止対策協議会	有害鳥獣に関する情報提供
茨城県高萩警察署生活安全課	事故防止指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

今後の被害の状況を踏まえ、検討することとする。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町村との情報共有を図り対策を行う。